

## 心身障害者自動車ガソリン費助成制度のご案内

この制度は、市内に居住する心身障害者で自動車を所有する方（東大和市福祉タクシー利用者証の交付を受けている方を除く。）又は心身障害者のために使用する自動車の所有者で当該心身障害者と生計を一にしている方に、自動車及び原動機付自転車の運行に伴うガソリン費用（軽油を含む。）の一部について、これに含まれる税額に相当する程度の費用を助成するものです。

### 1. ガソリン費助成制度の概要

対象者の住所等の要件	市内に居住し下記の障害のいずれかに該当する方（心身障害者）で自動車を所有する方（東大和市福祉タクシー利用者証の交付を受けている方を除く。）又は心身障害者のために使用する自動車の所有者で当該心身障害者と生計を一にし、かつ、日常の起居を共にする方	
心身障害者の障害要件  ※障害等級につきましては、交付された身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）によりご確認ください。	障害名	障害等級
	視覚障害	1級、2級、3級
	聴覚・平衡障害	— 2級 —
	音声言語障害	— — —
	上肢障害	1級、2級 —
	下肢障害	1級、2級、3級
	体幹障害	1級、2級、3級
	内部障害	1級、2級、3級
知的障害	1度、2度、3度	
施設入所による適用除外	東大和市中心身障害者福祉手当条例施行規則第5条に規定する施設（通所により利用する施設を除く。）または東大和市心身障害児福祉手当支給条例施行規則第2条に規定する施設（通所により利用する施設を除く。）に入所しているときは制度のご利用はできません。	
助成内容	①ガソリン1リットル当たり53円80銭 ②軽油1リットル当たり32円10銭 ③1か月30リットルを最高限度助成量とします。（30リットルに満たない場合は、実際に使用した量とします。） ④各月の助成額に、円未満の端数がある場合は切捨てとなります。	

### 2. 新規申請の手続きについて

申請者は、自動車の所有者（本人又は家族）になります。

- 申請には、身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）、車検証、所有者の口座番号のわかるもの、印鑑が必要です。
- 認定された方には、助成決定通知書と自動車ガソリン費助成対象者証を交付します。
- 認定された月の助成は、申請日以降に給油されたレシートが助成の対象になります。

### 3. 助成金の請求について

(1) 令和8年度の助成対象月別の受付期間は次のとおりとなります。

受付月	受付期間	助成対象月 (レシートの日付)	振込年月日
4月	令和8年4月1日(水)～4月10日(金)	令和8年1月～3月分	令和8年5月8日(金)
7月	令和8年7月1日(水)～7月10日(金)	令和8年4月～6月分	令和8年7月24日(金)
10月	令和8年10月1日(木)～10月9日(金)	令和8年7月～9月分	令和8年10月30日(金)
1月	令和9年1月4日(月)～1月13日(水)	令和8年10月～12月分	令和9年1月29日(金)

※振込日とは振込の手続きをする日です。口座への入金日は遅くなることがありますので、あらかじめご承知おきください。

※受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。(土・日・祝日を除く)

※郵送(受付期間中に必着)による請求もできます。

請求書は市のホームページからダウンロードできます。

**※受付期間終了後は、受け付けません。受付期間を厳守してください。**

(2) 請求の際は、給油日・給油量が明記されたレシートとうぐいす色の自動車ガソリン費助成対象者証、印鑑(シャチハタ印等のインク浸透印は除く。)を持参してください。

(3) 助成対象月以外の使用分は請求できません。

(4) 対象者となる障害者が、各受付期間前に死亡・転出された場合、助成対象月の利用があったとしても助成金の請求をすることはできません。受付期間中に死亡・転出された場合は、死亡・転出前に助成金の請求をされた場合に限り助成を受けることができます。

(5) 助成金は、自動車所有者の口座へ振り込みます。(振込の通知はしません。)

※助成金は、「ガソリンヒガシヤマトシカイケイカンリシヤ」という名称で振り込みます。通帳に記帳した際にこの名称が印字されますが、金融機関ごとに印字可能桁数が異なるため、文字が途中で切れる場合があります。

### 4. 届出事項について

次の場合は、必ず異動届を提出してください。

(1) 申請した内容を変更された場合。(自動車所有者、車種、振込先、住所など)

(2) 受給資格がなくなったとき。

- ・市内に住所を有しなくなったとき。
- ・自動車を所有しなくなったとき。
- ・心身障害者でなくなったとき。
- ・受給者又は心身障害者が死亡したとき。
- ・福祉タクシー利用者証の交付を受けたとき。
- ・施設に入所したとき。

### 5. その他

市では、ガソリン費助成事業及び福祉タクシー事業について、対象となる方がより使いやすくなるよう、制度の見直しを検討しています。見直し方針が決まりましたら、市報等でお知らせいたします。

#### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係

電話 042-563-2111 内線 1123～1125

FAX 042-563-5928

#### 【郵送先】

〒207-8585 東大和市中央3-930

東大和市役所 障害福祉課 宛

※ガソリン費助成申請書 在中